

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）第 5 条第 1 項の規定により、「大阪市海老江下水処理場改築更新事業」に関する実施方針を定めたため、同条第 3 項の規定により、以下のとおり公表する。

平成28年11月10日

大阪市長 吉村 洋文

大阪市海老江下水処理場改築更新事業 実施方針

平成 28 年 11 月

大 阪 市

目次

第1	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法に関する事項	4
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
1.	民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方	5
2.	選定の手順及びスケジュール	5
3.	入札参加者の参加資格要件	5
4.	提案者の審査及び落札者の選定に関する事項	10
5.	落札者決定後の手続	11
第3	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	12
1.	基本的な考え方	12
2.	民間事業者の責任の履行確保に関する事項	12
第4	公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項	14
1.	立地・本事業の対象施設に関する事項	14
2.	施設構成等の概要	14
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1.	疑義が生じた場合の措置	15
2.	管轄裁判所の指定	15
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1.	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	15
2.	本事業の継続が困難となった場合の措置	15
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	16
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	16
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	16
3.	その他の支援に関する事項	16
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1.	議会の議決	16
2.	情報公開及び情報提供	16
3.	入札参加に関する費用負担	16
4.	問合せ先	16

添付書類

- 別紙1 リスク分担に関する基本的な考え方
- 別紙2 設計・建設業務に係る対価の支払いと性能担保金の納付・返還
- 別紙3 対象施設の建設予定地
- 別紙4 本事業の対象施設

第 1 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市海老江下水処理場改築更新事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

① 名称

海老江下水処理場

② 種類

下水処理施設

(3) 公共施設等の管理者

大阪市長 吉村 洋文

(4) 事業目的

大阪市（以下、「市」という。）では、市で最も古い昭和 15 年に通水を開始し老朽化が顕著に進んでいる海老江下水処理場の更新施設として、新たに 3 系水処理施設の整備を計画している。

3 系水処理施設においては、大阪湾流域別下水道整備総合計画や関係法令で定められる放流水質の基準を遵守することが必要であり、また、市で策定した合流式下水道改善基本計画に基づき、雨天時の汚濁負荷量の削減を行うことが必要である。このように、3 系水処理施設は、放流水域の環境保全のために、高度な放流水質を遵守することが要求される施設である。

この 3 系水処理施設整備については、185,000m³/日（全体計画）を予定しており、そのうち、I 期として、77,000m³/日規模の水処理施設の整備を本事業において行う。事業の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術能力の活用を図り、上記に示す放流水質を確実に達成しつつ、事業実施の効率化を図ることを目的として、3 系 I 期の水処理施設における設計・建設、保全管理業務に係る発注手続きを PFI 法に基づき実施するものとする。

(5) 事業の基本コンセプト

① 良好な環境の創造

- ・ 高度処理による水質改善、健全な水環境の構築
- ・ 雨天時の水系リスクの低減（合流式下水道改善対策）
- ・ 騒音、振動、臭気を極力抑えた水処理施設の構築
- ・ 下水道資源、エネルギーの利活用

② 事業継続性の確保

- ・ ライフサイクルコスト低減に向けた効率的な処理システムの構築
- ・ 長期使用できる耐久性・将来施設への拡張性・機能維持に配慮した施設整備

- ③ 安全・安心な暮らしの実現
 - ・ 土壌汚染による周辺住民への健康被害リスクの排除
 - ・ 地震、津波対策による災害に強い水処理施設の構築
- ④ 新たな価値創造への貢献
 - ・ 周辺住環境との調和に配慮した景観デザイン及び上部利用施設によるにぎわいの創出

(6) 事業概要

本事業の事業契約を締結した民間事業者（以下、「事業者」という。）は、以下の業務を実施する。詳細は、要求水準書に示すものとする。なお、性能評価検証業務とは、施設整備完了後、施設性能の評価検証を目的として実施する業務である。

① 設計・建設業務

- ア 設計業務
- イ 建設業務
- ウ 性能評価検証業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 試験業務
 - ・ ユーティリティ等の調達・管理業務
 - ・ 維持管理（運転管理・保守点検）マニュアルの策定
 - ・ 維持管理業務の引継業務 ※
 - ・ その他の業務

※引継ぎは、市又は市の運転管理業務受託者へ行うこととする。

② 保全管理業務

- ア 保守点検業務（日常点検を除く）
- イ 改築・修繕業務

(7) 事業方式

本事業は、PFI法に基づくものであり、事業方式はBTM（Build Transfer Maintenance）方式とする。事業者が水処理施設を整備した後に、所有権を市に移転し、2年間の性能評価検証業務を履行後、保全管理業務を実施するものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、以下のとおりとする。

平成29年9月（予定）	事業契約の締結
事業契約締結の日～平成37年11月	設計・建設期間 ※
（平成35年12月～平成37年11月）	性能評価検証期間）
平成37年12月～平成52年3月	保全管理期間

※性能評価検証期間を除く設計・建設期間について、工期短縮の事業者提案を可能とする。

(9) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する水処理施設等の設計・建設業務に係る対価及び保全管理業務に係る対価により構成される。

① 設計・建設業務に係る対価

ア 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、事業者に対して、水処理施設等の設計業務及び建設業務に係る対価を性能評価検証期間を除く設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。ただし、下記㉗から㉙までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

㉗ 各会計年度の支払いは、出来高予定額の10分の9を上限とする。

㉘ 設計業務及び建設業務完了時の市への施設引渡しの際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

㉙ 物価変動による改定は行うものとするが、その詳細は入札公告時に示す。

イ 性能評価検証業務に係る対価

市は、事業者に対して、性能評価検証業務に係る対価を性能評価検証期間にわたって事業者の計画する業務の内容にしたがい、各年度1回、支払う。ただし、下記㉗から㉙までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、性能評価検証業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各会計年度の業務実績に応じて変動させた金額を支払うこととする。固定費、変動費の費目及び業務実績の基準の詳細は、入札公告時に示す。

㉗ 各会計年度の支払いは、出来高予定額の10分の9を上限とする。

㉘ 性能評価検証期間終了時に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

㉙ 物価変動による改定は原則として年1回行うこととする。

② 保全管理業務に係る対価

市は、事業者に対して、水処理施設の保全管理業務に係る対価を保全管理期間にわたって事業者の計画する業務の内容にしたがい、各四半期に1回又は各年度に1回、支払う。ここで、物価変動による改定は原則として年1回行うこととする。なお、費目の詳細は、入札公告時に示す。

(10) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、要求水準書に示すものとする。

(11) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間中、保全管理業務を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本事業の対象施設を要求水準書に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。

2. 特定事業の選定方法に関する事項

特定事業の選定及び公表にあたっては、次の点に留意して行う。

(1) 特定事業の選定基準

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に本事業を特定事業に選定する。

- ① 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合においても事業期間全体における公共負担リスクの低減及び公共サービスの水準の向上が期待できること。

(2) 選定方法

- ① 市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- ② 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価の内容と併せて、速やかに公表する。なお、特定事業として選定しないことにした場合にも、その旨を公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

市は、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する民間事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令372号)が適用される。

2. 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定に関する手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。

日程(予定)	内容
平成28年11月10日	実施方針の公表
平成28年11月下旬	特定事業の選定結果の公表
平成28年11月下旬	入札公告(入札説明書等の公表)
平成28年12月上旬	現場説明会の実施
平成28年12月中旬	入札説明書等に関する質問及び意見の受付(第1回)
平成29年1月中旬	入札説明書等に関する質問回答(第1回)
平成29年1月下旬	参加表明書の受付、資格確認申請書の受付
平成29年2月中旬	入札説明書等に関する質問及び意見の受付(第2回)
平成29年3月中旬	入札説明書等に関する質問回答(第2回)
平成29年4月下旬	事業提案書の受付
平成29年7月中旬	落札者の決定及び公表
平成29年7月下旬	基本協定の締結
平成29年9月上旬	事業契約の締結

3. 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

- ① 入札参加者は、企業グループであって、構成される企業の中から代表となる企業(以下、「代表企業」という。)を定めるものとする。
- ② 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、特別目的会社(以下、「SPC」という。)を会社法(平成17年法律第86号)に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとする。
- ③ 入札参加者は、構成員(代表企業を含み、SPCから直接に業務の受託・請負をし、SPCに

出資する企業)の企業名、協力企業(SPCから直接に業務の受託・請負をするが、SPCには出資しない企業)の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。

- ④ SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。なお、事業期間中の持株比率の変更については、入札公告時に示す。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として重複参加できないものとする。
- ⑥ 入札に参加しようとする企業の2社が、次のいずれかの関係に該当する場合は、その2社は、別の入札参加者の構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ)、子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㉞親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会社の関係にある場合

㉟親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

ただし、㉞については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㉞一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㉟一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 以下のいずれかに該当する2社の場合

㉞一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

㉟一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店(営業所を含む)の所在地が、同一場所である場合

㊱一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

㊲一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資

格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。

(2) 入札参加者の制限

入札参加者の構成員及び協力企業は、参加資格の資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ① 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分(大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る)を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ③ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 PFI 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- ④ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態(整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。)にない者であること。
- ⑤ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- ⑥ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- ⑦ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険(以下「社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 入札参加者の構成員及び協力企業のいずれかが、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

なお、本事業に係る市のアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。

ア パシフィックコンサルタンツ株式会社

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(3) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は少なくとも「設計企業」、「建設企業」、「維持管理企業」で構成されるものとし、各企業は構成員又は協力企業として、参加資格の資格確認基準日において、担当する業務について以下の参加資格要件を満たすことを必要とする。

ここで、入札参加者の資格要件における高度処理方式とは、以下のいずれかの処理方式とする。

- ・循環式硝化脱窒法（有機物や凝集剤を添加するものや急速濾過法を併用するものを含む）
- ・嫌気無酸素好気法（有機物や凝集剤を添加するものや急速濾過法を併用するものを含む）
- ・循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤を併用するものを含む）

また、下水処理施設に係る設計、建設及び維持管理業務の実績については、下水処理施設の主要な施設が全て含まれていること。例えば、循環式硝化脱窒法における主要な施設とは、最初沈殿池、反応槽及び最終沈殿池とする。なお、必ずしも同一の下水処理施設内の主要な施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可とする。ただし、土木一式工事及び建築一式工事、電気工事における主要な施設又は設備については、それぞれ②ウ、②オに定めるものとする。

① 設計企業

設計企業は、次のアからウまでの要件を満たしていること。複数の設計企業で業務を分担する場合は、アについては全ての設計業務を担当する構成員及び協力企業が満たすものとする。イからウまでの要件については、各設計業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも一社が満たすことで足りる。

ア「平成 28・29 年度大阪市入札参加資格」における「建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

イ 建築士法第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を受けていること。

併せて、平成 18 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千 m^3 /日以上の高度処理方式の下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る設計業務の履行実績を有していること。土木建築、機械及び電気的设计実績全てを有することが必要だが、必ずしも同一の下水処理施設の実績ではなく、別の下水処理施設の実績を合わせることも可とする。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

ウ 平成 18 年度以降において、外径 4,000mm 以上のシールド工事に係る設計業務の履行実績を有していること。

② 建設企業

建設企業は、次のアからカまでの要件を満たしていること。複数の建設企業で業務を分担する場合は、建設業務を担当する全ての企業はアからイまでの要件を満たすものとし、ウからカまでの要件については、各業務を担当する構成員及び協力企業のうち少なくとも一社が満たす

ことで足りる。

ア 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

イ 本事業において担当する工事の種類について、「平成 27・28 年度大阪市入札参加資格」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

ウ 土木一式工事及び建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,100 点以上であること。なお、参加資格の資格確認基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。また、経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 ヶ月以上経過していないこと。

併せて、土木一式工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千 m³/日以上 of 下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）に係る整備（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）の履行実績を有していること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

また、実績の対象となる主要な施設は、最初沈殿池、反応槽及び最終沈殿池のいずれか一つとする。

エ 機械工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千 m³/日以上 of 高度処理方式の水処理設備（又はこれと同等と市が認めるもの）の整備（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）に係る履行実績（ただし、最初沈殿池及び最終沈殿池の履行実績は処理能力及び処理方式を問わない）を有していること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

オ 電気工事について、平成 13 年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力 1 万 3 千 m³/日以上 of 高度処理方式の水処理制御設備（又はこれと同等と市が認めるもの）の整備（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）に係る履行実績を有していること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

また、実績の対象となる制御設備は、以下のいずれか一つとする。

- ・反応槽設備
- ・水処理送風機設備
- ・最初沈殿池又は最終沈殿池汚泥引抜設備

カ シールド工事について、平成 13 年度以降において、外径 4,000mm 以上のシールド工事（共同企業体での実績の場合は代表者に限る）の履行実績を有していること。

③ 維持管理企業

維持管理企業は、性能評価検証業務、保全管理業務を実施する者であり、次のアからイまでの要件を満たしていること。複数の維持管理企業で業務を分担する場合は、アについては全ての維持管理業務を担当する構成員及び協力企業が満たすこととする。そのうち、性能評価検証業務を担当する少なくとも一社がイの要件も満たすこと。

ア 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む）に関する「平成 27・28

年度大阪市入札参加資格」の認定を受けていること。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

イ 平成 18 年度以降の公共下水道、流域下水道における現有処理能力 1 万 3 千 m³/日以上の高高度処理方式下水処理施設（又はこれと同等と市が認めるもの）の運転管理の履行実績（契約が完了していない実績も認めるが、1 年以上の履行実績を有するものに限る）を有していること。

（４） 入札参加者の SPC に対する出資要件

次の①から④までの要件を満たす各企業は、SPC に対して必ず出資を行うこと。ただし、複数企業が当該要件を満たす場合は、少なくとも 1 社が出資することで足りる。

- ①土木一式工事及び建築一式工事を行う者で、上記（３）②ウの要件を満たす企業
- ②機械工事を行う者で、上記（３）②エの要件を満たす企業
- ③電気工事を行う者で、上記（３）②オの要件を満たす企業
- ④性能評価検証業務を行う者で、上記（３）③イの要件を満たす企業

4. 提案者の審査及び落札者の選定に関する事項

（１） 大阪市 PFI 事業検討会議の設置

民間事業者の選定等に際しては、学識経験者等で構成される「大阪市 PFI 事業検討会議」（以下、「検討会」という。）において意見聴取を行うこととする。

<大阪市PFI事業検討会議>

座長	野村 宗訓	関西学院大学 経済学部教授
座長代理	貫上 佳則	大阪市立大学大学院 工学研究科教授
委員	木村 恵子	公認会計士、不動産鑑定士
委員	塩田 千恵子	弁護士
委員	西村 文武	京都大学大学院 工学研究科准教授

なお、検討会の座長、座長代理、各委員への問い合わせや働きかけについては禁止する。また、検討会の公正性を損なう行為をした入札参加者は失格とする。

（２） 落札者の決定

市は、検討会より意見聴取を行ったうえで、入札参加者からの提案書について、施設・設備のライフサイクルコストを踏まえた提案価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

（３） 審査結果の公表

市は、検討会の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページ等により速やかに公表する。

なお、最終的に入札参加者がいない場合、又は本事業を PFI 法に基づく事業として実施す

ることが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(4) 著作権

入札参加者の提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、無償で使用できる。また、落札者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

5. 落札者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

落札者は、落札者決定後速やかに、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づき基本協定を市と締結しなければならない。

(2) SPC の設立

落札者又は落札者となった企業グループの構成員は、基本協定締結後速やかに、SPC を会社法に定める株式会社として設立し、SPC にかかる商業登記簿謄本を市に提出しなければならない。

当該 SPC に出資する者は、事業契約が終了するまで、SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 事業契約の締結

① 事業契約の締結

市は、SPC（事業者）と事業契約を締結する。

② 契約内容

事業契約書において、事業者が遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

③ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。本事業の対象施設の設計・建設、及び施設保全の責任は、原則として事業者が負うものとする。

市と事業者のリスクは、別紙1「リスク分担に関する基本的な考え方」による。なお、分担の詳細については入札公告時に示す。

2. 民間事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次の①から③までに示す契約保証金を納付するものとする。

- ① 性能評価検証期間を除く設計・建設期間中の契約保証金は、設計業務及び建設業務に係る対価の100分の10以上とする。
- ② 性能評価検証期間中の契約保証金は、性能評価検証業務に係る対価の100分の10以上とする。
- ③ 保全管理期間中の契約保証金は、保全管理業務に係る対価の100分の10以上とする。

ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記①から③までの契約金額相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。

(3) 性能担保金の納付等

市は、事業者が提案する3系水処理設備に係る性能を担保するため、性能評価検証期間における3系水処理施設の運営・維持管理に必要な電力、薬品、上水、工水等の費用（以下、「ユーティリティ費」という。）の実績値が、事業者の提案によるユーティリティ費の算出値を上回った場合、事業者に対して、ユーティリティ費に係る違約金（以下、「性能違約金」という。）の支払いを求めることができる。事業者は性能違約金の支払いを担保するため、性能担保金を市へ納付することとする。一方、事業者の市に対する性能違約金支払の完了後（性能違約金の支払が不要であることが確認された場合は当該確認後）、市は事業者に対して性能担保金を返還する。性能担保金の納付と返還の関係については、別紙2「設計・建設業務に係る対価の支払いと性能担保金の納付・返還」を参照のこと。

性能担保金、性能違約金に関する詳細の条件は、入札公告時に示す。

(4) 事業の実施状況の監視及び改善勧告

市は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成していることを確認するため、本事業の実施に関する各業務の実績及び実施状況について監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。なお、詳細については入札公告時に示す。

第4 公共施設等の立地ならびに規模及び配置に関する事項

1. 立地・本事業の対象施設に関する事項

本事業の対象施設の立地に関する事項を以下に示す(別紙3「対象施設の建設予定地」参照)。

所在地	海老江下水処理場(大阪市福島区大開3丁目及び大開4丁目、此花区高見1丁目)
対象施設の敷地面積	約32,000m ² ※(3系用地全体) 内、本事業の3系I期用地は約14,900m ²
都市計画区域	準工業地域

2. 施設構成等の概要

(1) 排除方式

合流式(一部分流)

(2) 施設の処理能力

77,000m³/日

(3) 処理方式

提案による

※原則、下水道法施行令第5条の5第1項第2号及び下水道法に基づく事業計画の運用について(H24.3.27国水下水事第63号)に基づく処理方式を含むこととし、高度処理(窒素・りん同時除去)が可能な施設とする。

※合流式下水道改善対策の実施が可能な施設とする。

(4) 施設概要

本事業の対象施設の概要を以下に示す。詳細は、別紙4「本事業の対象施設」を参照のこと。

施設	主要な施設	設計・建設業務		保全管理業務※
		設計業務及び建設業務	性能評価 検証業務	
3系水処理施設	水処理施設(I期)	○	○	○
	機械棟	○	○	○
	2系汚泥処理施設までの送泥施設	○	○	×
	排流渠(3系数地内)～既設排流渠(2系数地内)まで	○	○	×
送水・送電	ポンプ棟から地点Aまでの配管廊(送水・送電含む)	○	○	×
	地点Aから2系水処理施設及び汚泥処理施設への配管廊(送水・送電含む)	○	○	×
	地点Aから3系水処理施設への配管廊(送水・送電含む)	○	○	×

※市と事業者間の業務分担の詳細については入札公告時の要求水準書に示す。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2. 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記1.の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記①及び②の規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- ② 一定の期間内に上記①の協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

3. その他の支援に関する事項

市は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は必要に応じて協力する。

第8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

市は、事業契約範囲における財源確保について、平成28年3月の大阪市会にて債務負担行為の設定に関する議決を得ている。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市ホームページ等を通じて適宜行う。

3. 入札参加に関する費用負担

本事業への入札参加に係る費用はすべて入札参加者の負担とする。

4. 問合せ先

本事業に関する問合せ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

大阪市建設局下水道河川部下水道課

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6階

電話：06-6615-7883 電子メール：ebie-kaichiku@city.osaka.lg.jp